

安芸高田市広報あきたかた広告掲載要領

安芸高田市告示第130号

平成20年 7月 4日

(趣旨)

第1条 この要領は、広報あきたかた（毎月第4木曜日に発行する市の広報紙（ただし印刷したものに限る。））に広告を掲載することについて、安芸高田市広告掲載事業実施要綱（平成19年安芸高田市告示第253号。以下「要綱」という。）及び安芸高田市広告掲載基準（平成19年安芸高田市告示第254号。以下「掲載基準」という。）に規定する事項のほか、必要な事項について定める。

(掲載の位置等)

第2条 掲載する広告の位置は、広報あきたかたの暮らしの情報ページの下段とする。ただし、編集上の都合により掲載位置を変更することがある。

(掲載枠及び広告掲載料)

第3条 掲載する広告の規格及び広告掲載料は次のとおりとする。

規 格				広告掲載料	
全枠	縦	100mm×横	88mm	2色	1回当たり25,000円（消費税を含む）
全枠	縦	44mm×横	180mm	2色	1回当たり25,000円（消費税を含む）
半枠	縦	44mm×横	88mm	2色	1回当たり12,500円（消費税を含む）

2 1回の広報あきたかたの発行につき、前項に規定する全枠4つ分の大きさの枠を確保するものとする。

(掲載可能な広告等の範囲)

第4条 広報あきたかたに広告を掲載することのできる業種、事業者、広告の内容及び広告のデザインの範囲は、掲載基準の規定に適合するものに限ることとする。

(掲載の申込み)

第5条 広報あきたかたに広告の掲載を希望する者（以下「広告掲載希望者」という。）は、市長が定める日までに広告掲載申込書（様式第1号）に必要事項を記入のうえ、市長に提出しなければならない。

2 広告掲載希望者が1回の広報あきたかたにつき申し込むことができる枠数は、1枠に限るものとする。

3 広告掲載希望者は連続して3回を超えて広報あきたかたに広告を掲載することはできない。ただし、広告を掲載する枠が空いている場合はその限りではない。

(掲載の決定)

第6条 市長は、広告の掲載の可否を決定し、広告掲載希望者に広告掲載決定通知書（様式第2号）又は広告不掲載決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、広報あきたかたへの広告掲載に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成20年7月4日から施行する。

平成 年 月 日

安芸高田市長 様

広 告 掲 載 申 込 書

安芸高田市広告掲載事業実施要綱の規定により、安芸高田市が募集する広告掲載媒体への広告掲載を申し込みます。

申 込 者	住 所		
	名 称		
	代 表 者 職 氏 名		
	担 当 者 所 属 ・ 氏 名		
	連 絡 先	T E L	
		F A X	
		Eメール	
業 種			
取扱広告代理店名			
希 望 広 告 掲 載 媒 体	名 称	広報あきたかた印刷物への広告	
	希望箇所	暮らしの情報ページの下段のいずれか	
掲載する広告の内容			
掲 載 希 望 期 間			平成 年 月号発刊分 ～ 平成 年 月号発刊分
遵 守 事 項			○関係法令、安芸高田市広告掲載事業実施要綱及び掲載基準等を遵守します。 ○安芸高田市税、水道料金及び下水道使用料の滞納はありません。 ○安芸高田市が市税等納付状況を調査することに同意します。
備 考			

* 広告原稿、デザイン案等、掲載したい広告の内容がわかる資料を添付すること。

様式第2号（第6条関係）

平成 年 月 日

様

安芸高田市長 印

広告掲載決定通知書

平成 年 月 日付けで申し込みのあった広報紙への印刷物広告については、掲載することに決定しましたので通知します。

様式第3号（第6条関係）

平成 年 月 日

様

安芸高田市長 印

広告不掲載決定通知書

平成 年 月 日付けで申し込みのあった広報紙への印刷物広告については、掲載しないことに決定したので通知します。

不掲載の理由

()